主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人鈴木直二郎の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条に該当しない。また記録 を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月一〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判官

 裁判長裁判官
 長 谷 川 太 一 郎

 裁判官
 井 上 登

保

島